

大和市人権指針改定検討委員会 第1回会議議事録

日 時：平成27年 6月26日（金） 午後2時00分～午後4時00分

場 所：大和市役所 第1分庁舎3階 第2・3会議室

出席者：鏡会長、渡辺副会長、落合委員、古谷田委員、佐藤(正)委員、佐藤(倫)委員、土井委員、樋口委員

(事務局) 北島部長、船越課長、折笠係長、鈴木主査、今野主事

欠席者：遠藤委員

議 題：1. 開会のあいさつ

2. 委員紹介

3. 会長、副会長の選出

4. 「大和市人権指針」改定について概要説明

5. 「大和市人権指針」についての意見交換

6. その他

## 1. 開会のあいさつ

文化スポーツ部 北島<sup>しげほ</sup>滋穂部長よりあいさつ。

- ・18年3月に「大和市人権指針（以下、人権指針）」を策定し、約9年経過した。時代の経過とともに、新たな人権課題について検討する必要がある。最近では、渋谷区のパートナーシップ証明が施行され、性的マイノリティの人権に注目が集まっている。これは渋谷区だけの問題ではなく、表面に見えていないものも含めて、本委員会でも検討していきたい。また、一定の民族に対して過激な差別的発言をするヘイトスピーチに関しての報道もある。皆様方におかれましては、日頃より人権に配慮された活動をされており、その経験や知識を本委員会にて生かしていただきたい。忌憚のないご意見をいただき、人権指針改定に向けてご協力をいただきたい。

## 2. 委員紹介

委員名簿の順に、各委員より自己紹介及び事務局の紹介。

(落合委員) 以前は教員をしていた。現在は、学校生活などに困っている子どもたちの支援をしており、不登校や発達障害、外国にかかわる子どもたちへの日本語学習支援などを行っている。

(鏡 委員) 大和市人権擁護委員会の会長を務めている。人権相談や人権啓発活動に行っている。今年度より、市内児童生徒対象の「人権教室」の実施に向け、現在取り組んでいる。

(古谷田委員) 社会福祉法人プレマ会みなみ風、特別養護老人ホームで高齢者福祉に10年従事している。以前、横浜市の私立の学校で教員をしていたこともあり、人権教育に

ついて取り組んだ経験もある。

(佐藤(正)委員) 市民公募に応募し、委員となった。以前は建築士をしており、退職後は障害者施設にて職員として介護福祉に従事している。障がい者に対する虐待について問題視している。障がいがあってもなくても安心して生活が送れるようにしたい。人権については、弁護士でもないし、社会福祉士でもないが、自分なりに勉強して、大和市のために取り組みたい。

(佐藤(倫)委員) 大和市障害者自立支援センター長を務め、障がいのある方の支援をしている。主には、地域生活において困っていることの相談を受け、一緒に解決方法を探したり、障がいのある方の経済的自立のための就労支援を行ったりしている。また、課題を整理し、大和市に住む障がいのある方が少しでも住みやすくするために検討する「大和市障害者自立支援協議会」の事務局も務めている。市からは「大和市障害者虐待防止センター」の業務委託を受けている。障害者虐待防止法や差別解消法などの法律がこれから施行される。他の会議等で検討されている障がい者に関する課題等を、こちらの会議でも情報提供していく。

(土井委員) 昨年度から大和市男女共同参画懇話会の座長を務めている。男女共同参画についても勉強中であるが、人権についても勉強していきたい。

(樋口委員) 市民公募に応募し、委員となった。大和市には15年程住んでおり、これから社会貢献をしていけたらと思っている。人権問題は大きな問題であり、大和市は特に難民を受け入れたことから外国人市民も多い。外国人への日本語学習支援のボランティアにも登録している。以前、外国人の子どもの高校進学率が半数以下と聞き、外国人差別も影響しているのではと感じた。人権についてより勉強していきたい。

(渡辺委員) 聖セシリア女子短期大学に6年勤務しており、学長を務めている。また、(公財)大和市国際化協会評議員、大和市人権擁護委員会委員も務めている。大和市に住んで38年目。1980年に南林間に開設された大和定住促進センターに一番最初のボランティアとして関わり、インドシナ難民の方々と交流をしたことがきっかけで、大和市に住む外国人の方々の人権に関心がある。

### 3. 会長、副会長の選出

会長には、渡辺委員が鏡委員を推薦し、鏡委員は了承、他委員も承認。副会長には、鏡委員が渡辺委員を推薦し、渡辺委員は了承、他委員も承認。次のとおり選出された。

会 長： 鏡 絹子

副会長： 渡辺 勝之

### 4. 「大和市人権指針」改定について概要説明

人権指針改定について事務局より概要説明。

- ・別紙「人権指針を改定する際に、踏まえるべき市の計画、プラン、指針等」について、資料に沿って説明。

・資料2～6頁について、資料に沿って説明。

(委員) 「人権指針を改定する際に、踏まえるべき市の計画、プラン、指針等」にある計画に沿った内容、それらの計画から逸脱することのない内容の指針を作成するということがよいか。

(事務局) そのとおりである。

(事務局) 冊子「大和市人権指針」30頁にあるように、前回の懇話会は全20回に渡って各分野について検討した。今回は、「策定」でなく「改訂」であることから、ある程度事務局で示した内容について意見をいただき、全6回と短い期間であるが、よろしくお願ひしたい。

## 5. 「大和市人権指針」についての意見交換

各委員の専門分野や関心のある分野、または指針全体に関して、5分程度人権指針を読んでいただき、意見交換をしていくよう事務局から説明。

(委員) 確認をしたい。人権指針を改定するにあたって、総論的なところで、すべての市民に対しての人権について考えてよいのか。

(事務局) そのように考えていただいてよい。

(委員) 冊子「大和市人権指針」1頁にあるように、「世界人権宣言」や「日本国憲法」を理解した上で検討していくことがよいか。

(事務局) はい。

(委員) 人権の前提として、平和的生存権がある。平和的生存権について、9年前の人権指針では一切触れていない。市の総合計画でも触れられていない。先ほど、市の計画等に沿った指針を策定するという話であった。それは、「世界人権宣言」や「日本国憲法」に沿ったものではなく、「大和市総合計画」に沿ったものを作っていくということになるのか。前提は、どこなのか。

(事務局) 基本的には「世界人権宣言」や「日本国憲法」を踏まえて検討を進めてよい。「大和市総合計画」の人権に関する部分もそれらも前提としているので、リンクして考えていただいてよい。

(委員) 平和的生存権については、「大和市総合計画」ではどのように述べられているのか。人権指針の中に、平和的生存権について必要ないのであればそれでもよいが、私は必要であると思う。そこの大前提が決まらないと、個別の分野について見えてこない。

(事務局) 平和都市推進事業は国際・男女共同参画課でも取り組んでおり、「大和市総合計画」にも平和に関する取り組み方針は掲げている。現行の人権指針では、平和的生存権といった視点よりも、差別をなくしていくといった視点に重きを置いているのではないのか。

(委員) 歴史的に、平和の状況をいかに作るか。大前提としてどう考えるか。

(事務局) 市としては、平和は前提としている。この委員会では、人権課題を個別に取り

上げて検討していきたい。

(委員) 人権指針であるにも関わらず、人権の定義が書かれていないため、ぼんやりしている。一文でも人権に関する定義があるとよい。

(事務局) 人権という定義は、これという答えがなく、定めるのは難しい面もある。

(委員) だからこそ、大和市としては、これが人権であるという定義を定めてもよいのではないか。

(会長) 人権を捉えやすいように定義するということですね。

(委員) 人権はみんな知っていることが前提で作られている指針のように思える。憲法の前文にあたるようなものがあってもいいと思う。

(副会長) 人権という定義は定まったものはないと思うが、「人が生まれながらにして持つ権利」とは広く言われている。私たちは、人権が守られている状態なのか、人権侵害されている状態なのか、などを考えるケースをたくさん見ていかなければならないと思う。私は前回の懇話会委員であったが、「平和的生存権」や「人権とは」といった所は意識しなかった。「人権」について自分の中での前提を持ってしまっていたが、すべての市民が「人権」について同じ前提を持っているとは限らないというのは確かである。人権指針を策定する際は、「日本国憲法」を越えるものでもなく、「世界人権宣言」を踏まえたものとして進めていた。わかりやすくするため、という観点では、前文に人権についての定義を加え、何を前提にしているかを説明することはよい工夫であると思う。

(委員) 大和市は非核宣言などの平和に関する宣言はしているのか。

(事務局) 平和都市宣言を昭和 60 年に制定し、核兵器廃絶と軍縮を謳っている。平和都市宣言をして 30 周年を迎える。平成 21 年に平和首長会議に加盟し、昨年、日本非核宣言自治体協議会に加盟した。

(委員) そうであれば、それら平和に関する文言も書き加えてもよいのではないか。人権については、戦争が始まってしまうと生存権は脅かされる。人が幸せを追求するためには自由である必要がある。

(会長) それでは平和や生存権について、前文等を含めていく方向で検討していく。

(事務局) 前文については、経験上、個別の課題など全体を検討してから最後に決めていく部分になると思う。今回は第一回目なので、ぜひ皆様の専門分野や経験から、個別の課題についてお話を伺いたい。

(委員) 子どもの人権について、皆さんに考えていただきたいことがある。よく言う、「子どもの健全育成」について、皆さんはどのようなイメージがあるか。健全とはどのようなものか。次回にでも皆さんの意見を教えていただきたい。

(委員) 10 年間、高齢福祉に従事してきたが、市民一人ひとり、人権は誰に対しても守られるべきもの。高齢になり、認知症になり、肢体不自由になるなどあるが、20 歳だって障がいを持つ人もいる。高齢だからどうこうということではない。すべての人に対して、どうあるべきなのかということを考えていきたい。そうすれば、高齢者にとって住みやすい、障害者にとって住みやすい社会が作れる。次回以降、具体的な高齢者の人権に関して精査していきたい。

(委員) 安心して生活ができることが必要。障がい者に関しては、情報が入りにくかったり、移動が困難であったり、皆と同じようにというわけにはいかない部分があるので、人権に関した配慮が必要である。これから「障害者差別解消法」が施行されるが、情報へのアクセスのしやすさなど、指針に含めていければ、いろんな市民が安心して生活につながるのではないか。個別には、障がい児についての教育の問題や、障がい者の生活のしにくさなどについて今後検討していきたい。

(副会長) 外国人の人権については、ずっと心の中にひっかかっていることがある。外国人の方々は、日本に来て言葉が不自由であったり、劣悪な環境の中過ごしていたり、日本国民に限らず与えられるべき権利が与えられていなかったり、それに対して声が上げられていない状況であり、追い込まれている状況にある方々もいる。日本では「難民」という言葉をよく使うが、世界的に見れば「難民」は受け入れられていない。外国籍の人は、基本的には法律から外されている。様々な方法で受け入れ態勢を整えてはいるが、「難民」と認定され、受け入れられた例はそう多くはない。大和市には外国籍の方々が多くいるが、警察官の姿にビクビクして生活している。免許証、パスポートを見せろと言われ、オーバーステイなどで強制送還されてしまう人もかなりたくさんいる。法治国家の中で、「そういう人たちはもともと法律違反なのだから」ということで片付けているが、果たしてそれでいいのかなと思っている。もう一点、以前に比べて大きな問題になってきているが、1980年にいちょう団地に初めてインドシナから受け入れをしてから、35年経っている。40歳で来た人は75歳になり、高齢化が進んでいる。実際に、いちょう団地の3,4階に住んでいて、妻が高齢により歩けなくなり、夫が妻をおぶって階段の昇り降りをしているということが起こっている。先日、1階に転居することができた例も一件あったが、多くない。外国籍の高齢者の方々についての人権も考えていきたい。他にもいろいろあるが、今後検討していく。

(委員) 人権指針はどのように役立てられているのか。冊子はどこで手に入るのか。誰が見るのか。また、人権課題は9年経つと大きく変わるものなのか。人権指針に関して、市民対象のアンケートを実施したことがあるのか。どこまで人権指針は市民に浸透しているのか。もっと力を入れてPRをしなくてはいけない。この人権指針を元に裁判ができるものでもない。弁護士でもない市民が委員として検討していてよいのか。市役所の職員に人権指針を知っているか聞いて、浸透していなかったら、作っても何の意味もない。人権とは、皆平等というが、平等でないと思う。障がい者は平等でないし、これから自分たちも高齢などで障がいが出てくる。人権問題は大きな問題なのに、この委員でいいのか。

(事務局) 指針というものは、法律や条例ではない。指針によって、人に規制を加えるようなものではないということをご理解いただきたい。言うなれば、皆さんが心に思うこと、心に持っていなければいけないものを、具体的に文字にしていくということなので、この指針を知らないからとんでもないとか、そういう類のものではない。

(委員) 最低限は、市職員は人権指針を理解していると考えてよいのか。

(事務局) はい。全庁的に市職員は人権に配慮した事業を実施している。職員が人権指針

の内容をすべて理解しているということではないが、指針があることを踏まえて事業を実施している。

(委員) 各事業について具体的に精査しているのか。

(事務局) はい。各事業については、資料「平成 25 年度人権施策推進確認シート（以下、チェックシート）の公表について」にあるように、毎年実施したかどうかを伺っている。また、新採用職員研修では、人権について研修を行い、人権指針の紹介やチェックシートの説明をしている。具体的には、各課が行う講演会や説明会にて、手話通訳を設置しているかどうかなど、すべての人が参加できるよう、人権に配慮しているかどうかを見直してもらえるよう、周知している。

(委員) すこし楽になった。理解できた。学校教育の現場ではどうか。

(委員) 教職員の採用対象には研修を行っているのではないか。

(事務局) チェックシートの 3 頁、通し番号 15「指導室（市教育委員会）」「初任者研修会等の研修会の実施」で、実施している。

(委員) 「生活困窮者自立支援法」が施行されたが、市としてはどのように取り組んでいるか。先ほど 9 年経過して人権課題は大きく変わるのか、という意見があったが、新たに施行された法律等に関して反映させたり、今まで見過ごしていた部分を取り上げたり、これからの会議で指針に含んでいくよう検討していくことが必要であると思う。しかし、6 回という少ない会議回数でできるのか。今日の議論を見て、根本的に変えていく必要もあると思う。次回きちんと示していかないと、進んでいかないのではないか。

(事務局) 主管課は生活援護課であるが、各課でも取り組んでいる事業があるので、各課連携がとれるよう、今後課題としてまとめていく。生活困窮者の人権については、現行の人権指針には個別課題として掲げていないが、チェックシート 15 頁の別表として「貧困等にかかる人権課題への取組み」に事業を挙げている（まだ挙げられていない事業もあるので確認作業を進めている）。また、資料 8 頁の（1）指針に掲げている項目に「大和市（改訂版案）」として、7 行目「ホームレス・貧困等」として、個別課題に挙げていく検討をしている。

(委員) 施策には、予算が必要であると思う。チェックシートには「実施した」という評価のみであり、予算が見えていない。3 月に人権指針を改定したところで、人権指針を踏まえた予算組みされていない年度の 4 月から事業に反映できるのか。また、パブリックコメントを実施するのが 2 月の予定であるが、その意見を反映させて、3 月に改定が可能なのか。9 年前のパブリックコメントは 12 月に行っている。

(事務局) 指針については、おおよそ個別に予算をつけて実施する事業を増やすような性質でないため、新しい指針の方向性に基づいて、関連する各事業を各課で見直し、実施していくことになる。ただ、人権に配慮するために予算をつけて実施する事業に関しては、一年遅れて実施されることとなる。パブリックコメントについては、本委員会と人権施策推進会議で素案を作り、2 月に市民に意見を求め、3 月本委員会で再検討し、改定をする予定であるが、パブリックコメントの反応によっては改定が 3 月以降に遅れることもある。ご理解いただきたい。

- (委員) 大和市には同和地区はあるのか。同和教育については学校でされているのか。私自身同和に関する教育はあまり受けたことがない。地域差がある。
- (副会長) 中学の人権教育の一部として同和問題について触れているのではないか。
- (委員) 市内に同和問題がないのであれば、人権指針で挙げなくてもよいか。同和問題を掲げることで自体が差別にならないかと懸念する。
- (副会長) 同和問題は、同和地区があるないに関わらず、大きな差別問題であるので常に掲げておかなければいけないテーマであると思う。
- (委員) 私も同和問題に関してしっかり学んだ経験はないが、歴史の一頁として取り上げてほしい。しかし、この人権指針が使われないのであれば意味がない。
- (会長) いじめでいうと、いじめをすること自体をなくすために、小さいころからの啓発活動が必要とされている。人権という言葉だけで敬遠されることもあるが、思いやりという言葉に言い換えたり、身近に感じられるようにしたりする工夫も必要で、中学生人権作文コンテストなど、考えるきっかけになればいい。人権を考えるというより、周りの人への思いやりの気持ちを育てるきっかけを作ることが必要であると、啓発活動をしていて感じる。子どもたちにはのびやかに成長してほしい。人権教育には力を入れていきたいが、いじめは全部なくせなくても、少しでも少なくなるようにしたい。法務省の事業の一つとして SOS ミニレターというのがあり、子どもたちが周りに相談しにくい思いを書いて送って、人権擁護委員数名で返事を出すという手紙があり、毎年件数が多い。そういう手紙を使わなくてもよいように、いじめが少なく、引きこもりなどしなくていいような、人権教育を進めていきたい。
- (委員) 人権を堅苦しく捉えず、思いやりとか他者を認めるとか、子どもに対してだけでなく大人に対しても、そういう伝え方がよいと思う。
- (会長) 人権指針を全戸配布するくらい、市民に伝えたい。家庭で人権について考えるきっかけになってほしい。

## 6. その他

次回会議日程について調整。全委員の日程が合わなかったため、後日決定することとなった。

(委員) 今日頂いた資料についてなど、質問があれば事務局に問い合わせたい。

(事務局) 事務局に問い合わせさせていただいて構わない。非常に議論が活発であったため、全6回の会議では不安な部分もあるが、今後ともよろしくお願ひしたい。

以上